



佐賀県公報

平成21年
2月24日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

- 佐賀県安心こども基金条例 (一・こども課) 二
- 佐賀県消費者行政活性化基金条例 (二・くらしの安全安心課) 三
- 佐賀県妊婦健康診査支援基金条例 (三・母子保健福祉課) 四
- 佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条 例
- 佐賀県ふるさと雇用再生基金条例 (四・障害福祉課) 四
- 佐賀県緊急雇用創出基金条例 (五・雇用労働課) 五
- (六・ ") 六

公布された条例のあらまし

○佐賀県安心こども基金条例(条例第一号)

1 保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応することにより、県民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うため、佐賀県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第一条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するため要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、処分することができることとした。(第

六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年六月三〇日限りその効力を失うこととした。

○佐賀県消費者行政活性化基金条例(条例第二号)

1 消費生活に関する相談内容の高度化及び複雑化が進む中で、県民が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、佐賀県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第一条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するため要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、処分することができることとした。(第

六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年二月三十一日限りその効力を失うこととした。

○佐賀県妊婦健康診査支援基金条例(条例第三号)

1 母子保健法第一三条の規定に基づき市町が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、佐賀県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第一条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成す

るために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第
四条関係)

4 基金は、1 に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合
に限り、予算の定めるところにより、処分することができることとした。(第
六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年九月三〇日限りその効力を
失うこととした。

○佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第
四号)

1 佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)の設置目
的を改めることとした。(第一条関係)

2 基金の設置期間を延長することとした。(附則第二項関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県ふるさと雇用再生基金条例(条例第五号)

1 現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、地域における創意工夫を生か
しつつ、当該地域の実情に応じた事業を実施することにより、本県における
雇用機会の創出を図るため、佐賀県ふるさと雇用再生基金(以下「基金」と
いう。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。
で定めることとした。(第一条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1 に掲げる目的を達成す
るために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第
四条関係)

4 基金は、1 に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合
に限り、予算の定めるところにより、処分することができることとした。(第
六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。
6 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年三月三一日限りその効力を
失うこととした。

○佐賀県緊急雇用創出基金条例(条例第六号)

1 現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、離職を余儀なくされた非正規
労働者、中高年齢者等を雇い入れて行う事業並びにこれらの方に対する就労
相談等の支援事業を実施することにより、本県における雇用及び就業の機会
の創出を図るため、佐賀県緊急雇用創出基金(以下「基金」という。)を設置
することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。
で定めることとした。(第一条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1 に掲げる目的を達成す
るために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第
四条関係)

4 基金は、1 に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合
に限り、予算の定めるところにより、処分することができることとした。(第
六条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年三月三一日限りその効力を
失うこととした。

○ 条 例

佐賀県安心こども基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第一号

佐賀県安心こども基金条例

(設置)

第一条 保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応することにより、県民が子どもを安心して育てることができ体制の整備を行うため、佐賀県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限る、予算の定めるところにより、処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十三年六月三十日限り、その効力を失う。

佐賀県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第二号

佐賀県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第一条 消費生活に関する相談内容の高度化及び複雑化が進む中で、県民が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、佐賀県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

佐賀県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三号

佐賀県妊婦健康診査支援基金条例

(設置)

第一条 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十三条の規定に基づき市町が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、佐賀県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十三年九月三十日限り、その効力を失う。

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四号

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

例

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年佐賀県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「運用」の下に「並びに福祉及び介護に関わる人材の確保」を加え

る。
 附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に関わる人材の確保を図るため、佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく制度の円滑な運用を図るため、佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>

佐賀県ふるさと雇用再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五号

佐賀県ふるさと雇用再生基金例

(設置)

第一条 現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、地域における創意工夫を

生かしつつ、当該地域の实情に応じた事業を実施することにより、本県における雇用機会の創出を図るため、佐賀県ふるさと雇用再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

佐賀県緊急雇用創出基金条例をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第六号

佐賀県緊急雇用創出基金条例

(設置)

第一条 現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等を雇い入れて行う事業並びにこれらの者に対する就労相談等の支援事業を実施することにより、本県における雇用及び就業の機会の創出を図るため、佐賀県緊急雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。